

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>本業務で利用するSAR衛星データについて、環境省様を通じて緊急観測を実施し、取得したデータが採択企業に提供される想定でしょうか。</p> <p>それとも、採択企業が予算計上の上、衛星データプロバイダーに直接依頼し入手する必要があるのでしょうか。もし環境省様を通じてデータが共有される場合、どの衛星データとなりますでしょうか。</p>	<p>環境省から直接衛星事業者に対してデータを取得することは想定しておらず、衛星データの取得に係る費用については、請負者が負担することになります。</p>
2	<p>被害箇所抽出にあたり必要となる、被害対象エリアの過去撮像分の衛星データについても、環境省様を通じて提供される想定でしょうか。それとも、本件についても採択企業が予算計上の上、直接取得する必要があるのでしょうか。</p>	<p>上記回答の通りです。</p>
3	<p>本業務期間中に災害発生回数が仕様書記載の回数に満たなかった場合、契約金額は減額となるのでしょうか。取扱いについてご確認させてください。</p>	<p>契約金額の減額となります。</p>
4	<p>推計根拠については「シミュレーションだけではなくSAR衛星システム等による実際の観測をした結果に基づき推計」とありますが、水害および地震・津波について、どのようなシミュレーションを想定されていますか？</p> <p>また、災害発生時のリアルタイムのシミュレーションの実施を想定されていますか？</p>	<p>シミュレーション内容については、被害家屋等の棟数や災害廃棄物発生量の推計値の精度向上につながる方法をご提案ください。</p>
5	<p>撮像で使用するSAR衛星について、JAXAの衛星（ALOS）か国内の民間SAR衛星か、海外のSAR衛星か、想定されているものはあるでしょうか。</p>	<p>指定はございません。</p>
6	<p>別添4「令和7年度SAR衛星システム等を利用した発災初期の被害棟数推計支援業務の概要及び企画書作成事項」1.仕様書（骨子）における下記3点についてご教示ください。</p> <p>2.（1）および（2）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計5回程度」や「計2回程度」とは、観測の回数ではなく、災害の数という理解でよいか。 	<p>ご推察の通りです。「災害の数」として対応をお願いします。</p>
7	<p>2.（1）および（2）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中に災害が発生しなかった場合にはどのようにすべきか。 	<p>契約金額の減額となります。</p>
8	<p>4.（2）納品成果物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品成果物として衛星画像データが記載されていないが、作業に使用した衛星画像データの元データは納品対象外と認識して問題ないか。 	<p>衛星画像データ自体の納品は不要ですが、当該データを加工等して被害家屋棟の棟数や、被害エリアを推計した画像データは納品の対象です。</p>
9	<p>仕様書（2-1）に記載されている「水害は一度の災害発生後2週間程度は継続して被害家屋の推計及び災害廃棄物の発生量の推計を報告」とあります。現在SAR衛星は商用衛星も含めると毎日到来することも可能となっており、その為毎日の観測や推計を基本行うことを想定されていますでしょうか？もしくは2週間の中である程度（例：2～3回とか変化の大きく出る可能性のある時期）回数を想定されていますでしょうか？</p>	<p>観測頻度の指定はありませんが、仕様書（骨子）に記載の内容は満たすことが前提です。</p>
10	<p>対象のエリアの規模の想定はされておりますでしょうか？（例：水害は流域単位、地震は県単位、津波は地方単位とか、もしくはその複合）</p>	<p>災害の種類や規模等によって被害エリアの規模が異なるため、対象は被害家屋や災害廃棄物の発生につながる恐れがあるエリアとなります。</p>

11	<p>大きな発災が無い、もしくは全く発災が無い場合、過去データを用いた検証を行うのでよろしいでしょうか？もしくは減額変更措置を行うのでしょうか？</p>	<p>契約金額の減額となります。</p>
12	<p>環境省様の災害廃棄物対策指針技術資料・参考資料については、ご案内いただきました貴HPに掲載されております。一方、衛星画像を用いた被害家屋の推計については、弊社独自での解析は行ってきておりますが、画像からの見え方での違い（特に越水などでの2Fまで浸水したものの、倒壊や損壊は無いが、家財もしくは一部壁とかの廃棄物が出る可能性について）等々評価指針との関連も出ると思います。その点につきまして、公表頂ける資料のご案内、もしくは過年度の報告書の閲覧：人工衛星等を活用した被害家屋推計手法の高度化検討業務、等」は可能でしょうか？</p>	<p>以下URL（資料2-2）をご案内いたします。 https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2/02.html</p>